

第 12 回

定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年2月25日(金曜日)
午前10時 (開場時刻: 午前9時30分)

場所 東京都千代田区外神田4-14-1
秋葉原UDX南ウイング6F
秋葉原UDXカンファレンスA・B

決議事項

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 資本金の額の減少の件



人を想う

<ご来場自粛のお願い>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会会場へのご来場は可能な限り、お控えくださいますようお願い申し上げます。

AHCグループ株式会社

証券コード 7083

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町二丁目11番9号
イトーピア橋本ビル2階
AHCグループ株式会社
代表取締役社長 荒木 喜貴

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、本年は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送(書面)による事前の議決権行使を頂きますようお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、2022年2月24日(木曜日)午後6時30分までに到着するようご返送頂きたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年2月25日(金曜日)午前10時
2. 場 所	東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原UDX南ウイング6F 秋葉原UDXカンファレンスA・B
3. 目的事項	報告事項 1. 第12期(2020年12月1日から2021年11月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第12期(2020年12月1日から2021年11月30日まで)計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款の一部変更の件 第2号議案 資本金の額の減少の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知添付書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://ahc.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページに掲載させて頂きます。
- 第12回定時株主総会の決議の結果につきましては、当社ホームページに掲載させて頂きます。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産及びお飲み物はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

【株主様へのお願い】

- 株主総会当日までに新型コロナウイルス感染拡大防止に対する政府等関係機関より発表があり、対応を変更する場合がございます。当社ホームページ(<https://ahc.co.jp/>)に掲載いたしますので、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。
- 株主総会当日、株主様のための消毒液を配備いたします。また、ご来場くださいました株主様は必ずマスクのご持参、着用をお願い申し上げます。
- 会場受付前にてご来場くださいました株主の皆様のご検温をさせていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外より帰国され、14日間以上経過されていない方は、株主総会会場への入場をお断りさせて頂く場合がございます。
- 本株主総会におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催時間の短縮のため、報告事項や議案の詳細なご説明を省略させていただきます。事前にお手元にございます本招集ご通知の内容をご一読くださいますよう、お願い申し上げます。

【当社の対応について】

- 株主総会時における当社関係者は当日の体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルスの感染状況次第では、株主総会会場、開始時刻等が変更になる場合がございます。その際は当社ホームページ(<https://ahc.co.jp/>)に掲載いたしますので、事前にご確認をお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年12月1日から
2021年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、景気は回復基調にあるものの依然として厳しい状況で推移いたしました。感染力の強い変異株の発生等、感染の再拡大が深刻化しており、ワクチン接種も進んではいるものの依然として先行きが不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループを取り巻く事業環境においては、福祉業界では障害者数全体は増加傾向にあり、その内、障害福祉サービス及び障害児サービスの利用者数も2021年8月時点で135万人と前年同月と比べ6.1%増加(出典：厚生労働省「障害福祉サービス等の利用状況」)しており、この増加は継続していくものと考えております。また、当社グループが開設を行っている共同生活援助(介護サービス包括型)の利用者数(延べ人数)も2021年8月時点で128,356人と前年同月と比べ8.6%増加(出典：厚生労働省「障害福祉サービス等の利用状況」)しております。入所施設からの地域移行への受け皿としての機能や、障害者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据えた支援体制の強化が求められており、今後も需要の増加が見込まれると考えております。2021年度の障害福祉報酬改定については、重度障害者や医療的ケア児等の受入促進に対応した内容となりました。

介護業界では「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者世代となる2025年には65歳以上人口は3,677万人、「団塊の世代ジュニア」が全員65歳以上となる2040年には65歳以上人口は3,935万人に達すると推計(出典：内閣府「令和2年版高齢社会白書」)され、高齢者人口の増加にともない、今後も需要の増加と拡大が想定されています。一方で、介護職員の人材不足という課題があります。

外食業界では新型コロナウイルス感染症拡大防止にともない、政府・各自治体からの酒類提供自粛要請や営業時間短縮要請等大幅な制限等により経営環境は厳しいものとなりました。

このような状況の下、当社グループでは新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組みながら、積極的に新規事業所の開設を行ってまいりました。福祉事業では放課後等デイサービスを新規に1事業所、共同生活援助(グループホーム)を新規に12事業所(82居室)、就労継続支援B型事業所を新規に1事業所、生活介護事業所を新規に1事業所開設、介護事業では通所介護(デイサービス)を新規に2事業所開設、外食事業ではテイクアウト専門業態を新規に2店舗開店、居酒屋1店舗閉店し、当連結会計年度末の各事業の拠点数は福祉事業66事業所、介護事業38事業所、外食事業9店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高4,114,326千円と前連結会計年度と比べ27,723千円(0.7%)の増収、営業損失234,354千円(前連結会計年度は営業利益106,823千円)、経常利益39,254千円と前連結会計年度と比べ158,607千円(80.2%)の減益、親会社株主に帰属する当期純利益1,306千円と前連結会計年度と比べ101,450千円(98.7%)の減益となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(福祉事業)

福祉事業におきましては、放課後等デイサービスを埼玉県に1事業所、共同生活援助(グループホーム)を千葉県に4事業所(29居室)、埼玉県に2事業所(14居室)、三重県に3事業所(18居室)、新たに東京都に

2事業所(14居室)、神奈川県に1事業所(7居室)、就労継続支援B型事業所を千葉県に1事業所、生活介護事業所を埼玉県に1事業所を開設する等、積極的な事業展開を図りました。これらにより、当連結会計年度末時点で66事業所(169居室)となり、売上高2,100,870千円と前連結会計年度と比べ241,913千円(13.0%)の増収、営業利益140,697千円と前連結会計年度と比べ131,570千円(48.3%)の減益となりました。

(介護事業)

介護事業におきましては、6月と8月に通所介護(デイサービス)をそれぞれ1事業所ずつ開設しております。これらにより、当連結会計年度末時点で38事業所となり、売上高1,658,685千円と前連結会計年度と比べ79,911千円(5.1%)の増収、営業利益84,091千円と前連結会計年度と比べ55,028千円(39.6%)の減益となりました。

(外食事業)

外食事業におきましては、継続的にまん延防止等重点措置や緊急事態宣言が都市部を中心に発令されたことを受けて、酒類提供自粛要請や営業時間短縮等の大幅な制限に応じながら営業をしてまいりました。緊急事態宣言の解除以降、個人消費は回復の兆しもみられております。また、新たな試みとしてテイクアウト専門業態を始めました。これらにより、当連結会計年度末時点で9店舗となり、売上高354,770千円と前連結会計年度と比べ294,102千円(45.3%)の減収、営業損失187,260千円(前連結会計年度は営業損失56,405千円)となりました。

セグメント別売上高

事業別	第11期 (2020年11月期)	第12期 (当連結会計年度)
福祉事業	1,858,956 千円	2,100,870 千円
介護事業	1,578,773 千円	1,658,685 千円
外食事業	648,872 千円	354,770 千円
合計	4,086,602 千円	4,114,326 千円

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は927,501千円であり、その主なものは、福祉・介護事業所の新設(放課後等デイサービス1事業所・共同生活援助(グループホーム)12事業所・就労継続支援B型1事業所・生活介護1事業所・通所介護(デイサービス)2事業所・テイクアウト専門店2店舗)、土地・建物等の購入であります。

(3) 資金調達の状況

ストック・オプションとして新株予約権の権利行使により888千円、金融機関からの借入により1,720,000千円の資金調達を行いました。これらにより、総額1,720,888千円の資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

① 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともなう経済活動の制限による景気の急速な悪化により、当社グループの業績は、極めて厳しい状況で推移いたしました。一方で、ワクチン接種の拡がりや感染症に対する理解の促進により、経済活動も段階的に再開しておりますが、感染力の強い変異株の発生等の感染再拡大により先行き不透明な状態は今後も続くと思定されます。このような状況の下、当社グループは、引き続きオンラインでの会議の実施や本社従業員のリモート勤務、政府・自治体の各種助成金申請、不動産賃料の減免・減額交渉等を行い、コロナ環境における新しい行動様式への適応を継続してまいります。今後、アフターコロナにおきましても、マーケットの需要を的確につかみ、環境変化に適応していくことで継続的な事業拡大と企業価値の向上を目指してまいります。

② 人材の確保と育成

当社グループは、事業所の開設を継続して進めておりますが、福祉事業・介護事業・外食事業の各分野は、何れも慢性的な労働力不足の問題を抱えております。この対応として、新卒及び中途の採用手法を多様化することで人材の継続的確保をしていくとともに、階層別研修、評価制度等により、個々の成長をフォローし、当社グループへの帰属意識を高めることで、定着率の安定化を図ってまいります。

③ 継続的な事業所開設

当社グループは、幼年から青年、老年に至るまでの生涯福祉サービスの実現のため、継続的に事業所の開設を行い、成長してまいりました。今後も持続的な成長を図るため、物件情報の取得及び地域のニーズに対応した業態の開設を行ってまいります。

④ 管理体制の強化

当社グループは、その中核となる営業の拠点が地域に分散しているため、今後の拠点数の拡大を踏まえ、当社本社を中心とした業務の効率化やリスク管理のための内部管理体制を強化し、企業統治をより機能的に行っていく事が重要と考えております。このため、今後もリスク管理を適切に行える体制整備に努め、効率的な業務フローの改善に取り組み、内部管理体制を強化するとともに、業務の効率化を図ってまいります。

⑤ 事業所の運営レベルの向上

新型コロナウイルス感染拡大により、政府・自治体から緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の要請が度々発生しており、今後もこのような要請が発生すると考えられます。このような状況下でも、利用者様・お客様に安心・安全・快適にご利用頂くため、営業担当者や品質管理担当者の定期巡回等を実施し、運営品質・衛生管理の向上を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2018年11月期)	第 10 期 (2019年11月期)	第 11 期 (2020年11月期)	第 12 期 (当連結会計年度)
売 上 高	3,464,256 千円	4,120,134 千円	4,086,602 千円	4,114,326 千円
経 常 利 益	61,901 千円	255,468 千円	197,862 千円	39,254 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	67,995 千円	178,692 千円	102,757 千円	1,306 千円
1株当たり当期純利益	42.50 円	111.68 円	51.98 円	0.63 円
総 資 産	1,603,795 千円	2,040,724 千円	3,838,894 千円	4,728,330 千円
純 資 産	91,236 千円	269,929 千円	1,355,391 千円	1,331,450 千円
1株当たり純資産額	57.02 円	168.71 円	648.42 円	641.77 円

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2018年11月期)	第 10 期 (2019年11月期)	第 11 期 (2020年11月期)	第 12 期 (当事業年度)
売 上 高	1,718,711 千円	2,187,147 千円	2,124,059 千円	2,138,377 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	12,189 千円	129,972 千円	2,565 千円	△63,643 千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	333 千円	87,253 千円	△24,829 千円	△62,781 千円
1株当たり当期純利益 又 は 1株当たり当期純損失(△)	0.21 円	54.53 円	△12.56 円	△30.07 円
総 資 産	1,187,446 千円	1,624,226 千円	2,640,056 千円	3,474,378 千円
純 資 産	124,614 千円	211,867 千円	1,169,743 千円	1,081,712 千円
1株当たり純資産額	77.88 円	132.42 円	559.61 円	521.40 円

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
S L カンパニー株式会社	1,000 千円	100 %	福祉事業
テラスワールド株式会社	9,000 千円	100 %	福祉事業
介護ジャパン株式会社	45,000 千円	100 %	介護事業
センターネットワーク株式会社	3,000 千円	100 %	食料品の加工・販売事業

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
福祉事業	放課後等デイサービス事業所・児童発達支援事業所・就労移行支援事業所・就労継続支援 B 型事業所・相談支援事業所・共同生活援助(グループホーム)事業所・生活介護事業所の運営
介護事業	介護デイサービス事業所の運営
外食事業	飲食店(居酒屋等)の運営

(8) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	東京都千代田区
福祉事業	放課後等デイサービス事業所：東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・三重県 児童発達支援事業所：東京都・千葉県・埼玉県・三重県 就労移行支援事業所：東京都 就労継続支援 B 型事業所：東京都・千葉県 相談支援事業所：三重県 共同生活援助(グループホーム)事業所：東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・三重県 生活介護事業所：埼玉県
介護事業	介護デイサービス事業所：東京都・千葉県・埼玉県・三重県
外食事業	飲食店：東京都

(9) 従業員の状況

① 当企業集団の状況(2021年11月30日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
387 名	32 名増

(注) 上記従業員の他、臨時従業員(パートタイマー及びアルバイト)は359名(ただし、1日8時間換算による)が在籍しております。

② 当社の状況(2021年11月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
215 名	27 名増	37.3 歳	2.04 年

(注) 上記従業員の他、臨時従業員(パートタイマー及びアルバイト)は197名(ただし、1日8時間換算による)が在籍しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
独立行政法人 福祉医療機構	1,560,000 千円
株式会社 リそな銀行	312,984 千円
株式会社 みずほ銀行	225,004 千円
株式会社 三井住友銀行	220,518 千円
株式会社 千葉銀行	163,350 千円
株式会社 横浜銀行	136,642 千円

(注) 借入残高が100,000千円以上の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項(2021年11月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 6,400,000 株

(2) 発行済株式の総数 2,097,650 株

(3) 株主数 968 名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
YHC株式会社	601,000 株	28.97 %
荒木 喜貴	485,000 株	23.38 %
MSIP CLIENT SECURITIES	87,500 株	4.22 %
株式会社日本カストディ銀行	86,200 株	4.15 %
G2株式会社	61,000 株	2.94 %
村光 伸介	60,000 株	2.89 %
吉元 幸次郎	40,000 株	1.93 %
土山 茂太	32,000 株	1.54 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	31,600 株	1.52 %
荒木 喜嗣	31,500 株	1.52 %

(注) 持株比率は自己株式(23,000株)を控除して算出し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第1回新株予約権
発行決議日	2017年10月21日
当社役員の保有状況	新株予約権の数 900個 目的となる株式の種類 普通株式 目的となる株式の数 9,000株 取締役 2名 監査役 1名
新株予約権の払込価額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個あたり118円
新株予約権の行使期間	2020年2月25日から 2027年10月20日まで
新株予約権の行使条件	(注. 3)

- (注) 1. 取締役が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。
 2. 社外取締役が保有する新株予約権はありません。
 3. 当社株式が東京証券取引所に上場した日から、次に記載の区分に従い新株予約権を行使することができる。
- a. 新株予約権の行使期間の始期から1年を経過する日まで
 割り当てられた新株予約権の個数の50%を上限として権利行使できる。
 - b. 新株予約権の行使期間の始期から1年を経過する日以降
 割り当てられた新株予約権の個数の100%を権利行使できる。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒 木 喜 貴	
取締役副社長	土 山 茂 太	管理本部長
取 締 役	吉 元 幸 次 郎	介護本部長 介護ジャパン株式会社 代表取締役
取 締 役	濱 田 友 則	福祉本部長
取 締 役	武 藤 輝 一	経営管理部長
取 締 役	寺 部 達 朗	Rights and Business Management Japan株式会社 代表取締役 ルスロジャパン株式会社 監査役 WMパートナーズ株式会社 パートナー ソノーラテクノロジー株式会社 監査役 スポーツX株式会社 監査役 株式会社PRISM BioLab 社外取締役
取 締 役	小 林 典 史	
常 勤 監 査 役	山 口 進	
監 査 役	河 野 博 紀	河野博紀税理士事務所 代表 山電産業株式会社 監査役 LIBERA株式会社 監査役 株式会社ワイケー東京 監査役
監 査 役	村 山 輝 紀	新井・天海・村山・青木法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役 寺部達朗氏及び小林典史氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 山口進氏、河野博紀氏及び村山輝紀氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 寺部達郎氏、小林典史氏、監査役 山口進氏、河野博紀氏及び村山輝紀氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しております。
 4. 監査役 河野博紀氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 寺部達朗氏、小林典史氏、監査役 河野博紀氏及び村山輝紀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

① 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役及び子会社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、「役員報酬に関する内規」に基づいております。同内規では、役員の種別や報酬体系、決定方法、基準額等について定めております。

取締役の報酬額については、株主総会の決議した報酬額の範囲内で、取締役会での各取締役の担当する職務、責任、業績、貢献度等を基準に総合的に勘案し決定しております。なお、各取締役の報酬額については、取締役会で検討し、決議しております。

監査役の報酬は、常勤・非常勤の別、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2019年2月27日開催の第9回定時株主総会において、年額130百万円(ただし、使用人分給与は含めない)と決議しており、当該定めに係る取締役の員数は7名であります。また、別枠で、2021年2月25日開催の第11回定時株主総会において、取締役(社外取締役除く。)に対して、譲渡制限付株式報酬として年額26百万円以内(ただし、年10,000株を上限とする。)と決議しており、当該定めに係る取締役の員数は5名であります。

当社監査役の金銭報酬の額は、2019年2月27日開催の第9回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議しており、当該定めに係る監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会にて取締役の個人別の報酬の具体的内容を決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	92,220 (5,700)	92,220 (5,700)	—	—	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	8,640 (8,640)	8,640 (8,640)	—	—	3 (3)

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
社外取締役	寺部 達朗	Rights and Business Management Japan株式会社 代表取締役、 ルスロジャパン株式会社 監査役、 WMパートナーズ株式会社 パートナー、 ソノーラテクノロジー株式会社 監査役 スポーツX株式会社 監査役 株式会社PRISM Bio Lab 社外取締役	特別な関係はありません。
社外監査役	河野 博紀	河野博紀税理士事務所 代表、 山電産業株式会社 監査役、 LIBERA株式会社 監査役、 株式会社ワイケー東京 監査役	特別な関係はありません。
社外監査役	村山 輝紀	新井・天海・村山・青木法律事務所 パートナー弁護士	特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	寺部 達朗	当事業年度に開催した17回の取締役会の全てに出席し、主に会社経営者としての見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。
社外取締役	小林 典史	社外取締役就任後に開催した12回の取締役会全てに出席し、主に人事分野の業務経験と幅広い知見を有しており客観的かつ独立的な経営監視の見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	山口 進	当事業年度に開催した17回の取締役会及び16回の監査役会全てに出席し、主に出身分野である監査役としての見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	河野 博紀	当事業年度に開催した17回の取締役会及び16回の監査役会全てに出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	村山 輝紀	当事業年度に開催した17回の取締役会及び16回の監査役会全てに出席し、主に弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。

④ 当社の報酬等の額及び当社の親会社等又は当社親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額 該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 34,485千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,485千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引所に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会がEY新日本有限責任監査法人の報酬等について同意した理由は、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等が当社の事業規模や事業内容に適切であると判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、全てのステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため取締役及び従業員は、法令や定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化に取り組む。また、反社会的勢力等の排除に向けた対応体制を整備する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、諸規程にのっとり、取締役の職務の執行に係る情報等を文書に記録して保存及び管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、各々のリスクにつき、これを未然に防止するための措置を行うことでリスク管理体制の充実を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役は、取締役会決議に基づき当社の職務執行を行う。重要事項については、効率性の観点から、事前に協議を行った上で取締役会にて決議する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、企業活動に関連する法規の周知並びに会社規程類等の継続的整備と周知を図るとともに、定期的な内部監査により、必要な改善を図る。
- ⑥ 当社及びその連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社管理規程を定め、各担当部門が業務執行の状況について管理及び支援を行う。また、定期的な内部監査により、必要な改善を図る。
- ⑦ 監査役が職務を補助する従業員を求めた場合における従業員に関する体制
監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、従業員から監査役補助者を任命することができる。
- ⑧ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役補助者の評価、任命、解任、人事異動、考課等については、監査役の同意を得た上で取締役会が決定する。
- ⑨ 監査役が職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役補助者は、監査役の指示の実効性を確保する観点から、監査役の指揮・命令に服する。
- ⑩ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な決裁書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制をとる。

- ⑪ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告をした者に対して、いかなる不利益な取扱いも行わない。
- ⑫ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行にともない生ずる費用を請求するときは、これに応じる。
- ⑬ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が取締役会をはじめとする会議で意見陳述することや、必要とする資料を閲覧することができる体制を整備することで、実効性を確保する。また、代表取締役と監査役は、経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため、随時協議を行う。

上記体制の運用状況

当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行ってまいります。また、内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況や必要に応じて講じられた再発防止策への取り組みを行うことにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。当事業年度においては、内部統制システムの運用上新たに見出された問題等について、適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止への取り組みを実施いたしました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。しかしながら、不適切な者が支配を獲得する可能性がある場合には、速やかに支配されることを防止するための体制を整える予定であります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置付けており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら適宜対応していく予定であります。

また、毎事業年度における剰余金の配当の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回とし、これらの配当の決定につきましては、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会としております。なお、当社は、取締役会決議により毎年5月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨て(小数点以下の表示は四捨五入)して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,426,560	流動負債	873,531
現金及び預金	2,488,362	買掛金	52,440
売掛金	756,054	1年以内返済長期借入金	410,002
たな卸資産	8,564	未払金	32,606
前払費用	88,935	未払費用	298,506
その他	96,491	未払法人税等	15,280
貸倒引当金	△11,849	預り金	20,272
固定資産	1,301,769	賞与引当金	27,804
有形固定資産	1,063,259	その他	16,619
建物	499,908	固定負債	2,523,347
建物附属設備	380,516	長期借入金	2,513,771
工具、器具及び備品	106,588	リース債務	3,592
土地	326,726	繰延税金負債	967
その他	27,096	資産除去債務	1,172
減価償却累計額	△261,550	その他	3,844
減損損失累計額	△16,027	負債合計	3,396,879
無形固定資産	56,028	(純資産の部)	
のれん	12,142	株主資本	1,331,450
商標権	2,197	資本金	499,796
借地権	30,719	資本剰余金	496,052
ソフトウェア	10,968	利益剰余金	361,737
投資その他の資産	182,481	自己株式	△26,136
繰延税金資産	18,663		
敷金差入保証金	58,508		
権利金	83,960		
その他	21,349		
資産合計	4,728,330	純資産合計	1,331,450
		負債・純資産合計	4,728,330

連結損益計算書

(2020年12月1日から
2021年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		4,114,326
売上原価		3,950,862
売上総利益		163,463
販売費及び一般管理費		397,818
営業外損失		234,354
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	0	
雇用調整助成金	94,624	
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	114,476	
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	32,345	
受取補償金	40,000	
雑収入	12,655	294,127
営業外費用		
支払利息	10,032	
雑損失	10,485	20,517
経常利益		39,254
特別利益		
特定資産売却益	31,841	31,841
特別損失		
特定資産売却損	1,576	
特定資産除却損	2,194	
減損損失	3,285	7,056
税金等調整前当期純利益		64,039
法人税、住民税及び事業税	37,579	
法人税等調整額	25,152	62,732
当期純利益		1,306
親会社株主に帰属する当期純利益		1,306

連結株主資本等変動計算書

(2020年12月1日から
2021年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	499,352	495,608	360,430	—	1,355,391	1,355,391
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	444	444			888	888
自己株式の取得				△26,136	△26,136	△26,136
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,306		1,306	1,306
当期変動額合計	444	444	1,306	△26,136	△23,941	△23,941
当期末残高	499,796	496,052	361,737	△26,136	1,331,450	1,331,450

貸借対照表

(2021年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,363,153	流動負債	651,327
現金及び預金	1,862,214	買掛金	18,329
売掛金	352,535	1年以内返済長期借入金	403,512
たな卸資産	4,014	リース債務	6,871
前払費用	60,820	未払金	10,292
その他の	84,317	未払費用	175,297
貸倒引当金	△748	預り金	16,193
固定資産	1,111,224	賞与引当金	2,316
有形固定資産	832,492	その他の	18,514
建物	396,194	固定負債	1,741,337
建物附属設備	193,593	長期借入金	1,731,761
工具、器具及び備品	56,306	リース債務	3,592
土地	326,726	繰延税金負債	967
その他の	8,943	預り保証金	3,844
減価償却累計額	△138,531	その他の	1,172
減損損失累計額	△10,739	負債合計	2,392,665
無形固定資産	56,028	(純資産の部)	
のれん	12,142	株主資本	1,081,712
商標権	2,197	資本金	499,796
借地権	30,719	資本剰余金	520,171
ソフトウェア	10,968	資本準備金	491,796
投資その他の資産	222,703	その他資本剰余金	28,375
関係会社株式	106,000	利益剰余金	87,880
長期前払費用	15,054	その他利益剰余金	87,880
敷金差入保証金	33,304	特別償却準備金	1,454
権利金	67,992	繰越利益剰余金	86,426
その他の	352	自己株式	△26,136
		純資産合計	1,081,712
資産合計	3,474,378	負債・純資産合計	3,474,378

損益計算書

(2020年12月1日から
2021年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,138,377
売上原価		2,113,195
売上総利益		25,182
販売費及び一般管理費		330,705
営業外損失		305,522
営業外収益		
受取利息	32	
受取配当金	0	
雇用調整助成金	91,488	
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	114,476	
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	2,576	
受取補償金	40,000	
雑収入	12,290	260,864
営業外費用		
支払利息	9,463	
雑損失	9,520	18,984
経常損失		63,643
特別利益		
特定資産売却益	31,841	31,841
特別損失		
特定資産除却損	1,952	
特定資産売却損	1,576	
減損	3,285	6,813
税引前当期純損失		38,616
法人税、住民税及び事業税	328	
法人税等調整額	23,836	24,165
当期純損失		62,781

株主資本等変動計算書

(2020年12月1日から
2021年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 特別償却準備金
当期首残高	499,352	491,352	28,375	519,727	2,908
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	444	444		444	
自己株式の取得				－	
当期純損失					－
特別償却準備金の取崩				－	△1,454
当期変動額合計	444	444	－	444	△1,454
当期末残高	499,796	491,796	28,375	520,171	1,454

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計				
当期首残高	147,753	150,662	150,662	－	1,169,743	1,169,743
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)		－	－		888	888
自己株式の取得		－	－	△26,136	△26,136	△26,136
当期純損失	△62,781	△62,781	△62,781		△62,781	△62,781
特別償却準備金の取崩	1,454	－	－		－	－
当期変動額合計	△61,327	△62,781	△62,781	△26,136	△88,030	△88,030
当期末残高	86,426	87,880	87,880	△26,136	1,081,712	1,081,712

独立監査人の監査報告書

2022年2月3日

AHCグループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸山 高雄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、AHCグループ株式会社の2020年12月1日から2021年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AHCグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年2月3日開催の取締役会において、資本金の額の減少につき、2022年2月25日開催予定の第12回定時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月3日

AHCグループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸 山 高 雄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AHCグループ株式会社の2020年12月1日から2021年11月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年2月3日開催の取締役会において、資本金の額の減少の件につき、2022年2月25日開催予定の第12回定時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年12月1日から2021年11月30日までの第12期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月3日

AHCグループ株式会社 監査役会

常勤監査役(社外) 山 口 進 ㊞

監 査 役(社外) 河 野 博 紀 ㊞

監 査 役(社外) 村 山 輝 紀 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

定款の一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、新たな事業目的を追加するとともに、これにともなう条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、表中の下線は変更箇所を示しております。

なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1～32. <u>《条文省略》</u> <u>《新設》</u>	1～32. <u>《現行どおり》</u>
<u>《新設》</u>	<u>33. 昆虫の飼育及び販売並びに昆虫に関する製品の企画、製造及び販売</u>
	<u>34. 農産物の栽培及び販売並びに農産物の栽培用資材及び農産物加工食品の企画、製造及び販売</u>
<u>33. 前各号に付帯する一切の業務</u>	<u>35. 前各号に付帯する一切の業務</u>

第2号議案

資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の理由

当社における成長戦略を実現するために財務戦略の一環として実施するものであります。今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保を図ることを目的とし、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額499,796,625円のうち449,796,625円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を50,000,000円といたします。

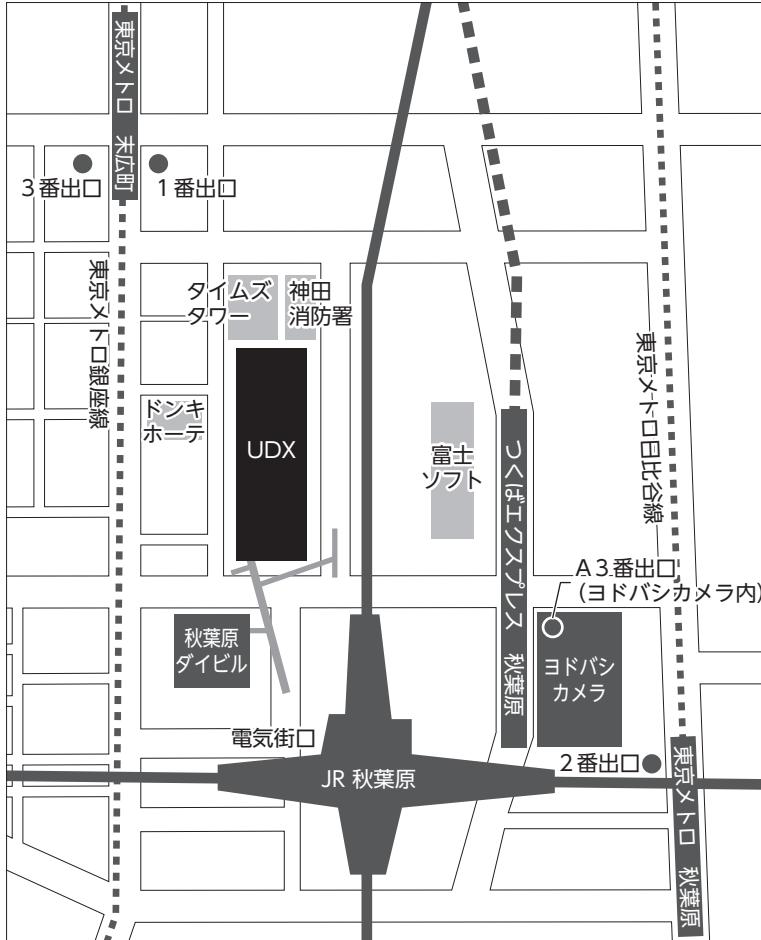
(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年4月8日(予定)

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区外神田4-14-1
秋葉原UDX南ウイング6F
秋葉原UDXカンファレンスA・B



交通のご案内

J R 秋葉原駅徒歩 2 分

- ① 「電気街口」改札出て右
- ② 駅前広場よりUDXビル2F直結のアキバブリッジへ
- ③ 大型ビジョンの右下オフィスエントランスへ

東京メトロ銀座線
末広町駅徒歩 3 分

- ① 「1番出口」「3番出口」
中央通りを東京(南)方面へ
- ② 交差点を東側へ
ビル1F南西部より
階段、又はエスカレーターにて
2Fへ

つくばエクスプレス
秋葉原駅徒歩 3 分

- ① 「A1出口」より
東西連絡通路を西側へ
- ② J R 電気街口改札前を北側へ
- ③ J R 秋葉原駅から同じルートへ

東京メトロ日比谷線
秋葉原駅徒歩 4 分

- ① 「2番出口」より
昭和通りを上野(北)方面へ
- ② 大型ビジョンの右下オフィスエントランスへ